

“動物との共生” “癒し” の里こうし構想策定業務委託仕様書

1. 件名

“動物との共生” “癒し” の里こうし構想策定業務

2. 業務の目的

人口減少時代を迎えた我が国において、本市は、人口増加が見込まれる活力あるまちとして知られている。特に近年では、隣接自治体への海外（台湾）大手半導体企業の進出で全国的な注目を集めており、今後、中九州横断道路開通により市内に建設予定の IC 周辺の活性化及び今後のまちづくりにおける核として、（仮称）西合志 IC 周辺は（以下「IC 周辺」という）「本市を取り巻く環境を踏まえた戦略的な機能導入地域」と位置付けられている。

本業務は、西合志 IC 周辺の将来的な位置づけやまちづくりの方向性を明確にし、商業・福祉・交通・防災など多様な視点から周辺地域の活用を検討するとともに、「動物との共生” “癒し” の里こうし」としての機能や人流、交通動線の変化を見据えた空間構成を検討し、周辺一帯の賑わい創出はもちろん全国でも類をみない「動物との共生” “癒し”」をテーマとした市全体の活性化につながる構想の策定を目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 12 月 28 日（火）まで

※但し、成果品関係については令和 9 年 9 月 30 日（木）までとし、以降の契約期間については成果品をうけた調整期間とする。

4. 業務対象地域等

（仮称）西合志 IC 周辺エリア

※別添 “動物との共生” “癒し” の里こうし構想策定範囲及び参考資料

5. 業務内容

（1）業務計画及び準備

・業務内容や工程を精査し、円滑な業務遂行に向けた業務計画の作成

（2）現状把握と整理

・IC 周辺の人口構造や産業構造、農地をはじめとした土地規制等の状況等を分析し、当該地域の課題や特徴等を整理

- ・本市総合計画や本市都市計画マスタープラン、合志市広域交通拠点周辺整備計画等の関連計画における IC 周辺地域の位置づけ整理
 - ・中九州横断道路供用をふまえ、IC 周辺地域の交通結節機能を最大限生かした、人流の拠点地域として相応しいまちづくりを進めるための当該地域の機能整理
 - ・IC 周辺地域の土地や動線、周辺環境の前提条件整理
 - ・IC 周辺地域の土地利用（見込み含む）、法規制等の整理と解決方法の整理
 - ・IC 周辺地域の土地活用等に係る住民アンケート及び、動物（ペット）関連施設集積に係る意識調査
 - ・「動物との共生」を軸としたまちづくりによる経済効果の分析
- (3) 課題等の抽出・検討
- ・(2) 現状把握と整理を踏まえた課題等の抽出
 - ・抽出された課題等から、「動物との共生」を軸とした IC 周辺地域の在り方の検討
- (4) 事例研究
- ・「動物との共生」を軸としたまちづくりに関する他自治体等の事例研究の実施
 - ・事例研究を踏まえた現地視察
- (5) 関係団体との協議
- ・有識者からの意見聴取
 - ・本グランドデザイン実施にあたっての活用可能補助金等調査
 - ・当該構想に関する地域住民説明会の実施
- (6) 「動物との共生」を軸とした西合志 IC 周辺地域における導入機能等の検討
- (7) 庁内外の会議運営
- ・構想に参画する民間事業者等の募集（コンソーシアム組成）、コンソーシアムの運営
 - ・構想に係る庁内 PT との連携
- (8) 将来構想案の作成
- (9) グランドデザイン（素案、原案、計画案）の作成
- ・(2)～(7)を踏まえたうえで、IC 周辺地域におけるまちづくりの姿や、その実現に向けた方針、取組みイメージの作成
 - ・策定したグランドデザインの基本的な構想の内容等が分かりやすくまとめられた概要版作成
- (10) 交付金等申請の補助
- (11) 当該構想 PR にあたっての情報発信力をもつ人物についての助言、推薦
- (12) 当該構想の PR に係る動画作成等
- ※動画の要件は次のとおりとする。
- ア. 構成：本編（10分程度）およびダイジェスト版（3分程度）
 - イ. 言語：言語対応（日本語のみ）※音声・字幕を含む

- ウ. 内容：合志市の概要（位置・人口・交通等）、魅力（文化・資源・特産品等）、構想の将来性を最新技術（ドローン等）を用いて印象的に構成すること。手法（実写・アニメ・CG等）は問わない。
- エ. 確認：制作過程で、本市による内容確認および修正の機会を2回以上設けること。
- オ. 規格：MP4形式、フルHD（1,920×1,080）、比率16：9

特記事項

① 誠実な履行と協議

本業務は本市と密に協議して進め、事故や仕様書に定めのない事項、疑義が生じた際は速やかに報告し、協議により決定すること。

② 守秘義務の徹底

業務上知り得た秘密（個人情報含む）の漏洩を禁ずる。この義務は契約終了後も継続するものとする。

③ 著作権の帰属と二次利用

成果品および制作過程の素材に関する一切の著作権（著作権法第27条・28条の権利を含む）は本市に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないこと。また、本市は成果品を他業務で自由に使用できるものとする。

④ 権利処理と損害賠償

第三者の著作物（映像・音楽等）の使用は受託者の責任と費用で適切に処理すること。権利侵害の紛争や、納品データのウイルス感染により本市へ損害を与えた場合は、受託者の責任と負担で解決・賠償するものとする。

(13) 報告書作成

(14) 打合せ協議等

- ・本業務における打合せ協議は、必要に応じて随時行う。
- ・協議後は、速やかにその記録を作成し提出する。

6. 作業計画

受注者は、本業務着手前に、業務委託着手届、工程表、業務責任者選任通知書を市に提出し、委託者の承認を受けなければならない。承認を受けた提出書類の内容を変更する場合も同様とする。

7. 受注者の義務

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、持てる知識、知見を十

分に発揮して業務を遂行しなければならない。

- (2) 受注者は、これらの業務を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、部分的な業務の委託は市が承認した者であれば専門の業者等に再委託できるものとする。
- (3) 本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみ示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任をもって充足しなければならない。

8. 積算内訳書の提出

受注者は、本仕様書に基づき、5. 業務内容に関する積算内訳書を市へ提出すること。

9. 検査

受注者は、委託業務終了後、直ちに業務完了届並びに成果品を提出すること。成果品の引き渡しにおいて、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。これに要する経費は、受注者の負担とする。

10. 成果品

- (ア) 全体構想書 5部
- (イ) 全体構想書概要版 20部
- (ウ) 会議報告書 2部
- (エ) 各業務内容報告書(5業務内容)
- (オ) 全体イメージパース 3カット程度
- (カ) 構想ゾーニング図 3カット程度
- (キ) PR 動画メディア：DVD-Video および Blu-ray Disc 各3枚
※コピーガード無。
- (ク) ア～カを記録したもの、及び映像素材や各種データ(アンケート等) 電子媒体 CD-R 2部(データ形式は word 及び pdf)

11. 成果品の帰属

本業務における成果品等は、全て市に帰属するものとして、受注者はその許可を得ずに公表、貸与若しくは使用してはならない。

12. 秘密の保持及び目的外利用の禁止

受注者は、この契約の事務に関して知ることのできた秘密(個人情報を含む。)

を第三者に漏らし、または事務の目的以外の目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された場合においても同様とする。

13. 支払い条件等

委託料の支払いについては、完了払とし、前金払及び概算払の請求には応じないこととする。

14. 提出先・問合せ先

〒891-1195 熊本県合志市竹迫 2140
合志市役所 秘書政策課 秘書政策班（担当：鶴田・西尾）
TEL:096-248-1028（直通）／FAX：096-248-1196
mail:seisaku@city.koshi.lg.jp

15. その他

（1）疑義が生じた場合の協議

仕様書の解釈について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事由が生じた場合、市と受注者は誠意をもって協議するものとする。災害やその他の不可抗力等、市及び受注者双方の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業の可否について協議するものとする。

（2）受注者の取消し等

受注者により業務を継続することが適当でないとき、委託を取消し又は一部の停止を命じることが出来るものとする。この場合、市に生じた損害は、受注者が賠償するとともに、取り消した場合は、時期受注者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。

（3）個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法等の法令を遵守すること。